

# .平成29年度予算案

# 平成29年度内閣府予算案の主要施策(子ども・子育て関係)

## 子ども・子育て支援新制度の実施(一部社会保障の充実)

(平成28年度予算額)

2兆2,593億円

1兆6,091億円

(平成29年度予算案)

2兆4,490億円

1兆6,559億円【うち年金特別会計】

### 1. 子ども・子育て支援新制度の実施(一部社会保障の充実) 円)

23,174億円(21,790億

#### 教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実(一部社会保障の充実)

9,167億円(7,636億円)

すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、幼児期の学校教育、保育、地域の子育て支援の量及び質の充実を図る。

#### 子どものための教育・保育給付

7,928億円(6,500億円)

#### 子どものための教育・保育給付費負担金

7,879億円(6,428億円)

- ・施設型給付、委託費(認定こども園、幼稚園、保育園に係る運営費)
- ・地域型保育給付(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費)等

#### 主な充実の内容

##### 保育士等の処遇改善等

- ・平成28年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士等の待遇改善(保育士・幼稚園教諭・保育教諭: +1.3%)を平成29年度の公定価格にも反映
- ・保育士等の研修機会の確保のため、保育園等の公定価格における代替職員の配置に要する費用を拡充(保育士等1人当たり年間2日→年間3日)[0.3兆円メニューの一部実施]
- ・上記に加えて、「ニッポン一億総活躍プラン」等に基づく処遇改善を実施(後掲・149ページ参照)

##### 幼児教育の段階的無償化等

- ・市町村民税非課税世帯について、第2子の保育料を無償化
- ・年収360万円未満のひとり親世帯等について、第1子の保育料を市町村民税非課税世帯並みに軽減
- ・1号認定子どもについて、年収約360万円未満相当世帯の保育料軽減

#### 子どものための教育・保育給付費補助金

49億円(72億円)

認可保育園等への移行を希望する認可外保育施設や認定こども園への移行を希望して長時間の預かり保育を行う幼稚園に対し、特定教育・保育施設への移行を前提として運営に要する費用について財政支援を行う。

**子ども・子育て支援交付金 1,076億円（982億円）**

市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援。

- ・利用者支援事業 ・延長保育事業 ・放課後児童健全育成事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業
- ・病児保育事業 ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）等

**子ども・子育て支援整備交付金 163億円（154億円）**

放課後児童クラブ及び病児保育施設への施設整備等を支援。

主な充実の内容

放課後児童クラブの拡充等

- ・「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえ、「放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの約122万人分の受け皿確保を平成30年度末に前倒して実施するため、施設整備費の補助率高上げを継続するとともに、運営費補助基準額の増額を行うほか、放課後児童支援員等の人材確保対策などを推進する。

**保育士等（ ）の処遇改善（ ）子ども・子育て支援新制度の下での認定こども園及び幼稚園等の職員を含む。**

保育士等（民間）の処遇改善

ア 民間保育園等に勤務する全ての職員を対象とした2%（月額6千円程度）の処遇改善【0.3兆円メニューの実施】

イ アに加えて、

- ・経験年数が概ね7年以上で、研修を経た中堅職員に対して、月額4万円（園長及び主任保育士等を除く職員全体の概ね1/3を対象）
- ・経験年数が概ね3年以上で、研修を経た職員に対して、月額5千円（園長及び主任保育士等を除く職員全体の概ね1/5を対象）

の追加的な処遇改善を実施する。

経験年数に係る要件については「概ね」であり、各保育園等における職員の状況を踏まえ決めることができる。

研修に係る要件については、平成29年度は当該要件を課さず、平成30年度以降は、職員の研修の受講状況等を踏まえ、決定。

月額4万円の配分については、保育園等の判断で、技能・経験を有するその他の職員（園長を除く）に配分することができる。

ただし、月額4万円の対象者を一定数確保。

技能・経験を有する保育士等に対する処遇改善については、職務手当を含む月給により実施。

上記処遇改善の対象施設等は、公定価格における現行の処遇改善等加算の対象と同じ。

放課後児童支援員の処遇改善

- ・「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえ、勤続年数や研修実績等に応じた放課後児童支援員の処遇改善を実施する。【0.3兆円メニューの実施】

## 児童手当制度（年金特別会計に計上）

14,007億円（14,155億円）

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

## 2. 事業所内保育など企業主導の保育施設の整備・運営等の推進(年金特別会計に計上)

1,313億円(800億円)

平成28年度に、子ども・子育て支援法を改正し、拠出金率の上限を0.25%に引上げ。

平成29年度の拠出金率は0.23%（対27年度+0.08%）

待機児童解消加速化プランに基づき、事業所内保育等の企業主導型の多様な保育の拡大等。

### 企業主導型保育事業

1,309億円(797億円)

- ・ 休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした事業所内保育施設の設置を促進する、企業主導型保育の拡大を支援する。
- ・ 企業主導型保育事業により、約5万人分の保育の受け皿の拡大を図る。

#### 主な充実の内容

認可保育園等の取扱を踏まえ、保育士等の処遇改善等を実施

保育補助者雇上強化に関する補助の実施

防犯・安全対策強化に関する補助の実施

### 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

3.8億円(3.8億円)

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者等が、低廉な価格(補助額：2,200円、双子の場合は加算(補助額：9,000円))でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援する。

## 3. 少子化対策の総合的な推進等

2.9億円(1.8億円)

子ども・子育て支援新制度に係る広報啓発や子ども・子育て会議経費、ECEC Network事業への参画などに要する経費 2.9億円(1.8億円)

広く国民一般の理解促進を図るため、新制度のパンフレットやポスター、冊子を作成し、地方自治体窓口や関連施設等で一般向けの広報に活用するなどの、広報・啓発活動を行うための経費や、子ども・子育て支援法等に基づき、子ども・子育て会議、基準検討部会において、子ども・子育て支援新制度の施行状況のフォローアップ等を行うための経費、OECDにおいて計画されている保育・幼児教育の従事者に関する調査に参加し、保育・幼児教育の質の向上を図るための政策立案に資するデータを収集するための経費等。

# 平成29年度厚生労働省予算案の主要施策(子ども・子育て関係)

## 待機児童解消策の推進など保育の充実

(平成28年度予算額)

9,294億円

987億円

(平成29年度予算案)

1兆1,358億円

1,015億円

【内閣府予算を含む】

【うち厚生労働省予算】

### 1. 待機児童解消加速化プランの更なる展開

979億円(966億円)

#### 保育園等の整備支援

567億円(534億円)

市町村が策定する整備計画に基づき、保育園、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付金を交付する。

また、待機児童解消加速化プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率を嵩上げ(1/2 2/3)( )して、保育園等の整備を推進する。

- 保育園緊急整備事業( )
- 認定こども園整備事業
- 小規模保育整備事業( )
- 保育園等防音壁設置事業
- 民有地マッチング事業

#### 小規模保育等改修費支援

115億円(173億円)

待機児童解消加速化プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率の嵩上げ(1/2 2/3)( )による小規模保育等の設置を促進する。

- 賃貸物件による保育園改修費等支援事業( )
- 小規模保育改修費等支援事業( )
- 幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業( )
- 認可化移行改修費等支援事業( )
- 家庭的保育改修費等支援事業( )

#### 賃貸方式による小規模保育等の推進

7億円( 1億円)

賃貸方式による保育園や小規模保育事業所の賃借料の一部を支援することにより、保育園や小規模保育事業所による受け皿拡大を促進する。

また、土地の確保が困難な都市部での保育園整備を推進するため、土地借料の一部を社会福祉法人以外にも支援する。

- 保育園設置促進事業
- 都市部における保育園への賃借料支援事業【新規】

## 多様な保育の充実

33億円【新規】

0歳児期の育児休業終了後の「入園予約制」の導入を支援する。

また、3歳児以降の継続的な保育確保のため、3歳以上の子どもの受入れに特化した保育園等における3歳未満対象の「サテライト型小規模保育事業所」の設置等を支援する。

保育利用支援事業（入園予約制）【新規】

サテライト型小規模保育事業【新規】

医療的ケア児保育支援モデル事業【新規】

## 保育人材確保のための総合的な対策

203億円（206億円）

保育の受け皿拡大に伴い必要となる保育人材の確保のための取組として、「保育士宿舎借り上げ支援事業」の対象要件（保育園等に採用されてから5年間）の拡大、市町村における新卒の人材確保や潜在保育士の再就職支援、就業継続支援の取組を積極的に支援するなど、保育人材確保対策の充実を図る。

また、保育士の質の向上・人材確保を行うための各種研修を実施する。

### 保育士確保対策

保育士・保育園支援センター設置運営事業【拡充】

保育士宿舎借り上げ支援事業【拡充】

保育体制強化事業

保育士養成施設に対する就職促進支援事業

保育人材就職支援事業【新規】

### 保育士資格取得と継続雇用の支援

保育士資格取得支援事業

保育士試験追加実施支援事業

保育士試験による資格取得支援事業

保育補助者雇上強化事業

若手保育士や保育事業者への巡回支援事業

保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業

保育園等における業務集約化推進事業【新規】

### 保育士の質の向上と保育人材確保のための研修

保育の質の向上のための研修事業

新規卒業者の確保、就業継続支援事業

保育園保育士研修等事業

保育士試験合格者に対する実技講習

保育実習指導者に対する講習

保育人材キャリアアップ研修【新規】

## 安心かつ安全な保育の実施への支援

30億円【新規】

保育園等での事故を防止するため、保育園等への巡回指導や事故予防のための研修の実施などを支援する。

保育園等の事故防止の取組強化事業【新規】

保育施設・事業の届出に伴うICT化推進事業【新規】

## 認可を目指す認可外保育施設への支援（厚労省分）

3億円（10億円）

認可外保育施設が認可保育園または認定こども園へ移行するために障害となっている事由を診断し、移行するための計画書の作成に要する費用等について財政支援を行う。

## 事業所内保育施設への支援

21億円（41億円）

事業所内保育施設の設置促進のため、設置・運営に係る経費を助成する。

## 2. 地域子ども・子育て支援事業の推進(保育関係) 内閣府予算案

1,125億円の内数(1,054億円の内数)

### 地域子ども・子育て支援事業

1,076億円の内数(982億円の内数)

市町村が地域の実情に応じて実施する以下の事業に要する費用について財政支援を行う。

#### 利用者支援事業

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施するための経費。

#### 延長保育事業

残業や通勤距離の遠距離化など保護者のニーズに応じて開所時間を超えて実施する延長保育を推進する。

公立分については、地方財政措置により対応。

#### 病児保育事業

地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育園等に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育園の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う事業等を推進する。

#### 一時預かり事業

日常生活上の突発的な事情や育児疲れ等に対応するため、保育園等で乳幼児を一時的に預かる事業を推進する。

その他（多様な主体の参入促進事業、実費徴収に伴う補足給付を行う事業）



### 認可を目指す認可外保育施設への支援等

49億円(72億円)

認可保育園等への移行を希望する認可外保育施設や認定こども園への移行を希望して長時間の預かり保育を行う幼稚園に対し、特定教育・保育施設への移行を前提として運営に要する費用について財政支援を行う。

## 3. その他の保育の推進

36億円(21億円)

### 広域的保育園等利用事業

2億円(2億円)

近隣に入園可能な保育園等が見つからない児童に対し、自宅から遠距離にある保育園等でも通所を可能にするため、送迎バス等を活用した保育園等や一時預かりなどへの送迎の実施に要する費用の一部を補助する。

### 保育環境改善等事業

17億円(1億円)

保育園等において、障害児を受け入れるために必要な改修等や、病児保育(体調不良児対応型)を実施するために必要な設備の整備等、一時預かり事業の継続利用を実施するために必要な設備の整備等、放課後児童クラブにおいて乳幼児の受入れを実施するために必要な設備の整備等に必要経費の一部を助成する。

### 子育て支援員研修

5億円(7億円)

幅広い子育て支援分野において、経験豊かな地域の人材が幅広く活躍できるよう、必要な研修を受講した者を「子育て支援員」として認定することにより、新たな担い手となる人材の確保等を図る。

### 子ども・子育て支援の充実のための研修・調査研究事業の推進

3億円(3億円)

子ども・子育て支援新制度において、様々な給付・事業が拡充されることに伴い、担い手となる職員の資質向上及び人材確保を行うため各種研修を実施するとともに、子ども・子育て支援新制度の円滑な施行及び子ども・子育て支援に関する制度の見直しや課題に対応するための各種調査研究を実施する。

### その他

8億円(9億円)

認可外保育施設に従事する職員に対する健康診断に必要な費用の一部を補助する事業等に要する費用の一部を補助する事業等を実施する。  
また、保育園等における重大事故の再発防止のための事故情報の集約、事後検証、マッチングサイト運営者のガイドライン遵守促進、子どもの預かりサービスを行う事業者のガイドラインの適合状況の確認等を実施する。  
さらに、保育所保育指針の改定を踏まえ、当該改定の周知を行う平成29年度において、改定内容の普及啓発並びに保育に関する指導、助言及び調査を行う。



## 社会的養護の充実(一部社会保障の充実)

(平成28年度予算額)

1,270億円

(平成29年度予算案)

1,448億円

### 社会的養護の充実(一部新規)

1,448億円(1,270億円)

社会的養護が必要な子どもについて、里親・ファミリーホームへの委託を進めるとともに、児童養護施設等の小規模化・地域分散化などを図る。また、児童養護施設等の運営に要する費用を確保する。

民間の児童養護施設職員等について2%の処遇改善を行うとともに、虐待や障害等のある子どもへの夜間を含む業務内容を評価した処遇改善に加え、職務分野別のリーダー的業務内容や支援部門を統括する業務内容を評価した処遇改善を実施する。

自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加するとともに、これらの者以外の入居者や児童養護施設の退所者等のうち、引き続き支援が必要な者に対し、原則22歳の年度末まで支援を継続する事業を創設する。

# 平成29年度文部科学省予算案の主要施策(子ども・子育て関係)

## 幼児教育の振興

(平成28年度予算額)  
382億円

(平成29年度予算案)  
384億円

子ども・子育て支援新制度への移行分を含めた所要額

### 1. 幼児教育の無償化に向けた取組の段階的推進

334.2億円(322.7億円)

子ども・子育て支援新制度への移行分を含めた所要額

「幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議」(平成28年8月1日開催)で取りまとめられた方針等を踏まえ、幼児教育無償化に向けた取組を「環境整備」と「財源確保」を図りつつ、段階的に進める。

市町村民税非課税世帯(第1階層)の第2子無償化

市町村民税非課税世帯の第2子の保護者負担を無償にする。

【保護者負担額(年額)】第2子18,000円→0円(無償化)

市町村民税所得割課税額77,100円以下世帯(第2階層)の保護者負担の軽減

ひとり親世帯等

【保護者負担額(年額)】第1子91,000円→36,000円(55,000円引き下げ)

第2子以降は既に無償化

その他の世帯

【保護者負担額(年額)】第1子192,800円→168,800円(24,000円引き下げ)

第2子97,000円→85,000円(12,000円引き下げ)

第3子以降は既に無償化

【参考】各階層のモデル世帯(夫婦(片働き)と子供2人)の年収目安 第1階層:~約270万円 第2階層:~約360万円

### 2. 幼児教育の質の向上

6.2億円(2.5億円)

#### 幼児教育の質向上推進プラン

2億円(2.2億円)

幼児教育の推進体制構築事業

1.8億円(2億円)

地域の幼児教育の拠点となる幼児教育センターの設置や、幼稚園・保育園・認定こども園等を巡回して助言等を行う「幼児教育アドバイザー」の育成・配置など、自治体における幼児教育の推進体制の検討・整備を行う。

幼児期の教育内容等深化・充実調査研究

0.2億円(0.2億円)

効果的な指導方法や実効性のある学校評価など、幼児期における教育内容等について、より深化・充実するための調査研究を実施する。

### 幼稚園の人材確保のための取組の推進

3.6億円【新規】

幼稚園に優秀な人材を確保するため、人材登録制度の構築や離職防止を図る研修など先導的な取組を支援するとともに、事務の負担軽減を図るためICT化を支援し、幼稚園教員が働きやすい環境を整備する。

幼稚園の人材確保支援事業

0.9億円【新規】

園務改善のためのICT化支援

2.7億円【新規】

教育支援体制整備事業費交付金の1メニュー

### 幼稚園教育要領の普及・啓発

0.6億円(0.2億円)

新幼稚園教育要領について、各幼稚園が適切な教育課程を編成、実施する上での参考資料を作成するとともに、新幼稚園教育要領の改訂の趣旨や理念等について周知・徹底を図る。

### ECEC Network事業の参加

0.1億円(0.1億円)

OECDにおいて計画されているTALIS幼児教育・保育従事者調査等に参加し、幼児教育の質の向上を図るための政策立案に資するデータを収集する。

ECEC : Early Childhood Education and Care

## 3. 幼児教育の環境整備の充実

46.5億円(56.4億円)

### 認定こども園等への財政支援

41.5億円(51.4億円)

認定こども園の施設整備・園舎の耐震化・防犯対策に要する経費の一部を補助するとともに、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有促進や、研修等の実施費用を支援する。

一部再掲含む

認定こども園施設整備交付金

30億円(30億円)

【負担割合(認定こども園施設整備) 国1/2 市町村1/4 事業者1/4 等】

教育支援体制整備事業費交付金

11.4億円(21.3億円)

(園務改善のためのICT化支援を含む)

### 私立幼稚園の施設整備の充実

5億円(5億円)

緊急の課題となっている耐震化に取り組むとともに、学校法人立幼稚園等の施設のアスベスト対策・防犯対策、エコ改修等に要する経費の一部を補助することにより幼稚園の環境整備を図る。

上記のほか、幼稚園における待機児童の受入れ推進等のため、一時預かり事業(幼稚園型)について、長時間及び長期休業中の預かりに係る補助額の増額を実施【内閣府予算(子ども・子育て支援交付金)に計上】

# 保育士等(民間)に関するキャリアアップ・処遇改善のイメージ(2・3号関係)

新たな名称はすべて仮称

**研修による技能の習得により、  
キャリアアップができる仕組み  
を構築**

<標準規模の保育園(定員90人)の職員数>  
公定価格上の職員数  
園長1人、主任保育士1人、保育士12人、  
調理員等3人 合計17人

**園長**  
<平均勤続年数24年>

**主任保育士**  
<平均勤続年数21年>

## 新 キャリアアップ研修の創設

以下の分野別に研修を体系化

【研修分野】

乳児保育 幼児教育  
障害児保育 食育・アレルギー  
保健衛生・安全対策  
保護者支援・子育て支援  
保育実践 マネジメント

研修の実施主体:都道府県等  
研修修了の効力:全国で有効  
研修修了者が離職後再就職  
する場合:以前の研修修了の  
効力は引き続き有効

## 新 副主任保育士 ライン職 新 専門リーダー スタッフ職

**月額4万円**の処遇改善 標準規模の園で5人  
(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3)

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ マネジメント+3つ以上の分野  
の研修を修了
- エ 副主任保育士としての発令

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ 4つ以上の分野の研修を修了
- エ 専門リーダーとしての発令

## 新 職務分野別リーダー

**月額5千円**の処遇改善 標準規模の園で3人

【要件】

- ア 経験年数概ね3年以上
- イ 担当する職務分野(左記 ~ )の研修を修了
- ウ 修了した研修分野に係る職務分野別リーダー としての発令  
乳児保育リーダー、食育・アレルギーリーダー 等  
同一分野について複数の職員に発令することも可能

**保育士等** <平均勤続年数8年>

各保育園、認定こども園等の状況を踏まえ、副主任保育士・専門リーダーの配置比率は柔軟に対応可

上記処遇改善の対象施設等は、公定価格における現行の処遇改善等加算の対象と同じ。

「園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3」とは、公定価格における職員数に基づき算出したもの。

このほか、更なる「質の向上」の一環として、全職員に対して**2%(月額6千円程度)**の処遇改善を実施

# 幼稚園教諭等(民間)に関するキャリアアップ・処遇改善のイメージ(1号関係)

## 研修による技能の習得を通じた、 キャリアアップ

<標準規模の幼稚園(定員160人)の職員数>  
 公定価格上の職員数  
 園長1人、副園長・教頭1人、主幹教諭1人、  
 幼稚園教諭7人、事務職員2人  
 合計12人

新たな名称はすべて仮称

園長 <平均勤続年数27年>

副園長・教頭 <平均勤続年数24年>

主幹教諭 <平均勤続年数19年>

**新** 中核リーダー ライン職 **新** 専門リーダー スタッフ職

月額4万円の処遇改善 標準規模の園で3人  
 (園長・副園長・教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1/3)

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 若手リーダーを経験
- ウ マネジメント+3つ以上の分野の研修を修了
- エ 中核リーダーとしての発令

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 若手リーダーを経験
- ウ 4つ以上の分野の研修を修了
- エ 専門リーダーとしての発令

**新** 若手リーダー

月額5千円の処遇改善 標準規模の園で2人

【要件】

- ア 経験年数概ね3年以上
- イ 担当する職務分野(左記 ~ など)の研修を修了
- ウ 若手リーダーとしての発令

幼稚園教諭等 <平均勤続年数7年>

## キャリアアップのための研修の 受講

都道府県・市町村、幼稚園団体、  
 大学等が実施する、保育者としての  
 資質向上のための既存の研修をキャ  
 リアアップに活用

### 【研修分野例】

教育・保育理論 保育実践  
 特別支援教育 食育・アレルギー  
 保健衛生・安全対策  
 保護者の支援・子育ての支援  
 小学校との接続 マネジメント  
 制度や政策の動向

研修修了の効力:全国で有効  
 研修修了者が離職後再就職する場合:  
 以前の研修修了の効力は引き続き有効

研修は、分野別研修のほか、職責に応じたその他の研修でも可  
 指導教諭、教務主任、学年主任など既存の発令を行っている場合は、上記の発令に代替可  
 各幼稚園、認定こども園の状況を踏まえ、中核リーダー・専門リーダーの配置比率は柔軟に対応可  
 「園長・副園長・教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1/3」とは、公定価格における職員数に基づき算出したもの。

このほか、更なる「質の向上」の一環として、全職員に対して2%(月額6千円程度)の処遇改善を実施

## 執行面の留意事項

**経験年数**に係る要件については「概ね」であり、各保育園・幼稚園・認定こども園等における職員の状況を踏まえ決めることができる。

**研修**に係る要件については、平成29年度は当該要件を課さず、平成30年度以降は、職員の研修の受講状況等を踏まえ、決定。

**月額4万円の配分**については、各保育園・幼稚園・認定こども園等の判断で、技能・経験を有するその他の職員（園長を除く）に配分することができる。ただし、月額4万円の対象者を一定数確保。（具体的な運用については、今後検討）

技能・経験を有する保育士・幼稚園教諭・保育教諭等に対する処遇改善については、**職務手当を含む月給**により実施。



# 平成29年度における幼児教育の段階的無償化の推進について（案）

< 所要額(公費ベース) >  
 1号: 約31億円 就園奨励費含む  
 2・3号: 約37億円

## 1. 市町村民税非課税世帯の第2子無償化

1号認定子ども: 1,500円 2号認定子ども: 3,000円 3号認定子ども: 4,500円

0円

## 2. 年収約360万円未満相当世帯の保護者負担軽減

ひとり親世帯等の保護者負担の軽減措置を更に拡充する。

ひとり親世帯等について、第3階層は第2子以降、第2階層は第1子以降は、既に無償。

1号認定子どもについて

階層区分	平成27年度 保護者負担額(月額)	平成28年度 保護者負担額(月額)
第3階層 市町村民税所得割課税世帯 77,100円以下(年収約360万円未満相当)	第1子 15,100円	7,550円(負担軽減後の半額)

平成29年度(負担軽減の拡充)  
保護者負担額(月額)  
3,000円

2・3号認定子どもについて

下記の保護者負担額は全て3歳以上児の保育標準時間認定の場合

第3階層 市町村民税所得割課税額 48,600円未満(年収約330万円未満相当)	第1子 15,500円	7,750円(負担軽減後の半額)
第4階層の一部 市町村民税所得割課税額 97,000円未満 (年収約360万円未満相当世帯まで)	第1子 27,000円	13,500円(基準額表の半額)

6,000円  
6,000円

その他の世帯の保護者負担を以下のとおり軽減する。

1号認定子どもについて

第3階層 市町村民税所得割課税世帯 77,100円以下 (年収約360万円未満相当)	第1子 16,100円 第2子 8,050円	(同左)
---	---------------------------	------

14,100円  
7,050円

# 平成29年度における特定教育・保育施設等の利用者負担(月額)(案)

平成29年度予算案に基づき国が定める利用者負担の上限額基準(国庫(都道府県)負担金の精算基準)は、以下のとおり。

注: 青字、緑字、赤字は平成29年度における「幼児教育の無償化に向けた取組の段階的推進」によるもの。

教育標準時間認定の子ども  
(1号認定)

保育認定の子ども

(2号認定: 満3歳以上)

(3号認定: 満3歳未満)

階層区分	利用者負担	階層区分	利用者負担		利用者負担	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
生活保護世帯	0円	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
市町村民税 非課税世帯 (所得割非課税世帯含む) (~約270万円)	3,000円 (0円) <b>第2子以降は0円</b>	市町村民税 非課税世帯 (~約260万円)	6,000円 (0円) <b>第2子以降は0円</b>	6,000円 (0円) <b>第2子以降は0円</b>	9,000円 (0円) <b>第2子以降は0円</b>	9,000円 (0円) <b>第2子以降は0円</b>
市町村民税 所得割課税額 77,100円以下 (~約360万円)	16,100円→14,100円 (7,550円→3,000円)	所得割課税額 48,600円未満 (~約330万円)	16,500円 (7,750円→6,000円)	16,300円 (7,650円→6,000円)	19,500円 (9,250円→9,000円)	19,300円 (9,150円→9,000円)
市町村民税 所得割課税額 211,200円以下 (~約680万円)	20,500円	所得割課税額 57,700円未満 (77,101円未満) (~約360万円)	27,000円 (13,500円→6,000円)	26,600円 (13,300円→6,000円)	30,000円 (15,000円→9,000円)	29,600円 (14,800円→9,000円)
市町村民税 所得割課税額 211,201円以上 (約680万円~)	25,700円	97,000円未満 (~約470万円)	27,000円	26,600円	30,000円	29,600円
		所得割課税額 169,000円未満 (~約640万円)	41,500円	40,900円	44,500円	43,900円
		所得割課税額 301,000円未満 (~約930万円)	58,000円	57,100円	61,000円	60,100円
		所得割課税額 397,000円未満 (~1,130万円)	77,000円	75,800円	80,000円	78,800円
		所得割課税額 397,000円以上 (1,130万円~)	101,000円	99,400円	104,000円	102,400円

多子カウント年齢制限なし

有り(小学校3年生以下)

多子カウント年齢制限なし

有り(小学校就学前)

- [ ]書きは、ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)の額。
- 満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の利用者負担額は、3号認定の額を適用する。
- 1号認定は小学3年以下の範囲、2・3号認定は小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。ただし、年収約360万円未満相当の世帯においては多子のカウントにおける年齢制限を撤廃し、年収約360万円未満相当のひとり親世帯等については2人目以降については0円とする。
- 給付単価を限度とする。
- 1号認定においては、平成26年度の保育料等の額が市町村が定める利用者負担額よりも低い私立幼稚園・認定こども園については、現在の水準を基に各施設で定める額とすることも認める(経過措置)。

# 一時預かり事業(幼稚園型)に係る補助単価の見直し(案)【H29】

## 趣旨

幼稚園における待機児童や小規模保育等の卒園生の受入れ、多様な預かりニーズへの対応を推進するため、預かり保育の長時間化・通年化を図る。

## 見直し内容

### 1. 長時間加算の単価増

現行単価(1人当たり日額) : **100円**

- ・ 預かり時間(教育時間を含む)が8hを超えた場合に適用
- ・ 待機児童に係る緊急対策の一環として、平成28年度から、特定の自治体に限り、時間に応じた単価を適用(**100円 ~ 300円**)

#### 長時間の預かりへのインセンティブを強化

緊急対策を一般化(全国に適用)し、潜在的待機児童を含め、幼稚園での適確な受入れを促進

見直し後単価(1人当たり日額) 全国一律

超過時間2h未満の場合	<b>100円</b>
超過時間2h~3hの場合	<b>200円</b>
超過時間3h以上の場合	<b>300円</b>

### 2. 長期休業期間中の単価増

現行単価(1人当たり日額) : **400円**

- ・ 基本分は、4hの預かりを想定して一律400円に設定
- ・ 土日祝については、8hの預かりを想定して800円に設定

〔 現行単価では必要経費を十分に賄えず、長期休業期間中の預かりが円滑に実施できないとの指摘 〕

#### 長期休業期間中の預かりへのインセンティブを強化

見直し後単価(1人当たり日額)

土日祝以外の長期休業期間中についても、8h預かる場合には**800円**とする(4h預かる場合は400円のまま)

長時間加算は、別途適用

【参考データ】 幼稚園における預かり保育の実施状況 (平成26年5月1日現在)

預かり保育の実施率 **83%** (私立95%、公立61%)

・ うち、長時間(午後6時以降まで)の実施率 **29%** (私立35%、公立11%)

・ うち、長時間休業中の実施率 **62%** (私立70%、公立38%)